

○クリーニング業法施行細則

昭和四十年一月二十六日

福岡県規則第五号

改正 昭和五四年三月一七日規則第一七号

昭和六一年四月一日規則第二六号の二

昭和六二年二月一九日規則第四号

平成八年一二月二五日規則第六〇号

平成九年四月一日規則第六五号

平成一二年三月三十一日規則第一三号

平成一三年四月二〇日規則第四八号

平成一四年八月三〇日規則第六〇号

平成一四年一二月二七日規則第七二号

平成一六年一〇月一日規則第五三号

平成一九年一二月二六日規則第七二号

平成二一年九月三〇日規則第四五号

平成三〇年五月一日規則第二二号

令和二年一二月一五日規則第六八号

令和三年三月三〇日規則第一七号

〔福岡県クリーニング業法施行細則〕を制定し、ここに公布する。

クリーニング業法施行細則

(昭五四規則一七・改称)

福岡県クリーニング業法施行細則(昭和三十四年福岡県規則第二十五号)の全部を改正する。

(趣旨)

第一条 この規則は、クリーニング業法(昭和二十五年法律第二百七号。以下「法」という。)、クリーニング業法施行令(昭和二十八年政令第二百三十三号。以下「政令」という。)及びクリーニング業法施行規則(昭和二十五年厚生省令第三十五号。以下「省令」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(営業者の届出)

第二条 クリーニング所を開設しようとする者は、クリーニング所営業届(様式第一号)を保健福祉環境事務所長又は保健福祉事務所長(以下「保健福祉環境事務所長等」という。)

に届け出なければならない。

2 クリーニング所を開設しないで洗たく物の受取及び引渡しをすることを営業としようとする者は、無店舗取次店営業届（様式第二号）を保健福祉環境事務所長等に届け出なければならない。

3 営業者は、前二項の規定により届け出た事項に変更を生じたとき又はクリーニング所若しくは前項の営業を廃止したときは、変更にあつてはクリーニング所無店舗取次店変更届（様式第三号）を、廃止にあつてはクリーニング所無店舗取次店廃止届（様式第四号）を速やかに保健福祉環境事務所長等に届け出なければならない。

（昭五四規則一七・昭六一規則二六の二・平九規則六五・平一四規則六〇・一部改正、平一四規則七二・旧第三条繰上、平一六規則五三・平二一規則四五・一部改正）
（構造設備の検査）

第三条 保健福祉環境事務所長及び保健福祉事務所長は、法第五条の二の規定に基づき、構造設備の検査を行い、その構造設備が法第三条第二項及び第三項に適合する旨の確認をしたときは、当該営業者にクリーニング所検査確認済証（様式第五号）を交付するものとする。

（昭五四規則一七・平九規則六五・平一四規則六〇・一部改正、平一四規則七二・旧第四条繰上、平一六規則五三・平二一規則四五・一部改正）

（地位の承継の届出）

第四条 法第五条の三第二項の規定による届出書は、様式第六号、様式第七号又は様式第八号によるものとする。

2 省令第二条の二第二項第二号に規定する同意書は、様式第九号によるものとする。

（平八規則六〇・追加、平一三規則四八・一部改正、平一四規則七二・旧第五条繰上、平一六規則五三・一部改正）

（試験）

第五条 知事は、法第七条の規定に基づきクリーニング師試験を行うときは、その日時、場所、その他必要な事項を公告するものとする。

（昭五四規則一七・一部改正、平八規則六〇・旧第六条繰下、平一二規則一三・旧第七条繰上、平一四規則七二・旧第六条繰上）

第六条 クリーニング師試験を受けようとする者は、クリーニング師試験受験願書（様式第十号）に、省令第三条各号に規定する書類のほか、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第五十七条に規定する者であることを証明する書類を添えて知事に提出しなければならない。

ならない。

(昭五四規則一七・昭六一規則二六の二・一部改正、平八規則六〇・旧第七条繰下・一部改正、平一二規則一三・旧第八条繰上、平一三規則四八・一部改正、平一四規則七二・旧第七条繰上、平一六規則五三・平一九規則七二・一部改正)

第七条 知事は、クリーニング師試験の受験者が当該試験の際、係員の指示に従わず、又は不正の行為をしたときは、その者に対する試験を停止し、又はその者の合格を取り消すことがある。

(平八規則六〇・旧第八条繰下、平一二規則一三・旧第九条繰上、平一四規則七二・旧第八条繰上)

(合格通知書)

第八条 クリーニング師試験に合格した者に対しては、合格通知書を交付するものとする。

(昭六一規則二六の二・全改、平八規則六〇・旧第九条繰下、平一二規則一三・旧第十条繰上、平一四規則七二・旧第九条繰上)

(免許の申請)

第九条 省令第四条の規定によりクリーニング師の免許を受けようとする者は、クリーニング師免許申請書(様式第十一号)に省令第四条各号に掲げる書類を添えて知事に申請しなければならない。

(昭六一規則二六の二・旧第十一条繰上・一部改正、平八規則六〇・旧第十条繰下・一部改正、平一二規則一三・旧第十一条繰上、平一三規則四八・一部改正、平一四規則七二・旧第十条繰上、平一六規則五三・一部改正)

(免許証の再交付の申請)

第十条 省令第六条第一項の規定により免許証の再交付の申請をしようとする者は、クリーニング師免許証再交付申請書(様式第十二号)により知事に申請しなければならない。

(昭五四規則一七・一部改正、昭六一規則二六の二・旧第十二条繰上・一部改正、平八規則六〇・旧第十一条繰下・一部改正、平一二規則一三・旧第十二条繰上、平一三規則四八・一部改正、平一四規則七二・旧第十一条繰上、平一六規則五三・平一九規則七二・一部改正)

(免許証の訂正の申請)

第十一条 省令第八条の規定により免許証の訂正の申請をしようとする者は、クリーニング師免許証訂正申請書(様式第十三号)に当該免許証及び戸籍謄本又は戸籍抄本を添えて知事に申請しなければならない。

(昭六一規則二六の二・旧第十三条繰上・一部改正、平八規則六〇・旧第十二条繰下・一部改正、平一二規則一三・旧第十三条繰上、平一三規則四八・一部改正、平一四規則七二・旧第十二条繰上、平一六規則五三・一部改正)

(登録抹消の申請)

第十二条 省令第九条又は第十条第二項の規定により免許証を返納しなければならない者は、クリーニング師登録抹消申請書(様式第十四号)を知事に提出しなければならない。

(昭六一規則二六の二・旧第十五条繰上・一部改正、平八規則六〇・旧第十三条繰下・一部改正、平一二規則一三・旧第十四条繰上、平一三規則四八・一部改正、平一四規則七二・旧第十三条繰上、平一六規則五三・一部改正)

(書類の経由)

第十三条 省令並びに第六条及び第十二条の規定により知事に提出する書類は、県内に住所を有する者にあつては、住所地を管轄する保健福祉環境事務所長等(保健所を設置する市にあつては、当該保健所の長又は当該市の長)を経由するものとする。

(昭六一規則二六の二・追加、平八規則六〇・旧第十四条繰下、平一二規則一三・旧第十五条繰上、平一四規則六〇・一部改正、平一四規則七二・旧第十四条繰上・一部改正、平二一規則四五・一部改正)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和五四年規則第一七号)

この規則は、昭和五十四年四月一日から施行する。

附 則(昭和六一年規則第二六号の二)抄

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和六二年規則第四号)

(施行期日)

1 この規則は、昭和六十二年二月二十日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に営業しているクリーニング所については、改正後の第二条第一号チ(2)の規定は、この規則施行の日から六月間は、適用しない。

3 この規則の施行の際現にある旧書式による様式第一号の用紙は、なお、当分の間、これを使用することができる。

附 則（平成八年規則第六〇号）

この規則は、平成八年十二月二十六日から施行する。

附 則（平成九年規則第六五号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現にある旧書式による用紙は、当分の間、所要の修正をして使用することができる。

附 則（平成一二年規則第一三号）

この規則は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則（平成一三年規則第四八号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成一四年規則第六〇号）抄

（施行期日）

- 1 この規則は、平成十四年九月一日から施行する。

附 則（平成一四年規則第七二号）

この規則は、平成十五年一月一日から施行する。

附 則（平成一六年規則第五三号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現にある旧書式による用紙は、当分の間、所要の修正をして使用することができる。

附 則（平成一九年規則第七二号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二一年規則第四五号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成二十一年十月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現にある旧書式による用紙は、当分の間、所要の修正をして使用することができる。

附 則（平成三〇年規則第二二号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際、現にある旧様式による用紙は、なお、当分の間、これを使用することができる。

附 則（令和二年規則第六八号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際、現にある旧様式による用紙は、当分の間、所要の修正をして使用することができる。

附 則（令和三年規則第一七号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際、現にある旧様式による用紙は、当分の間、所要の修正をして使用することができる。

検査対象の範囲		検査項目		検査方法		検査結果	
検査項目	検査内容	検査項目	検査内容	検査方法	検査結果	検査結果	検査結果
1	床	床の構造	床の構造	目視	目視	目視	目視
2	壁	壁の構造	壁の構造	目視	目視	目視	目視
3	天井	天井の構造	天井の構造	目視	目視	目視	目視
4	床下	床下の構造	床下の構造	目視	目視	目視	目視
5	屋根	屋根の構造	屋根の構造	目視	目視	目視	目視
6	外壁	外壁の構造	外壁の構造	目視	目視	目視	目視
7	内装	内装の構造	内装の構造	目視	目視	目視	目視
8	設備	設備の構造	設備の構造	目視	目視	目視	目視
9	電気	電気設備	電気設備	目視	目視	目視	目視
10	水道	水道設備	水道設備	目視	目視	目視	目視
11	排水	排水設備	排水設備	目視	目視	目視	目視
12	換気	換気設備	換気設備	目視	目視	目視	目視
13	空調	空調設備	空調設備	目視	目視	目視	目視
14	防火	防火設備	防火設備	目視	目視	目視	目視
15	防音	防音設備	防音設備	目視	目視	目視	目視
16	防湿	防湿設備	防湿設備	目視	目視	目視	目視
17	防虫	防虫設備	防虫設備	目視	目視	目視	目視
18	防臭	防臭設備	防臭設備	目視	目視	目視	目視
19	防煙	防煙設備	防煙設備	目視	目視	目視	目視
20	防振	防振設備	防振設備	目視	目視	目視	目視
21	防熱	防熱設備	防熱設備	目視	目視	目視	目視
22	防露	防露設備	防露設備	目視	目視	目視	目視
23	防錆	防錆設備	防錆設備	目視	目視	目視	目視
24	防汚	防汚設備	防汚設備	目視	目視	目視	目視
25	防漏	防漏設備	防漏設備	目視	目視	目視	目視
26	防凍	防凍設備	防凍設備	目視	目視	目視	目視
27	防炎	防炎設備	防炎設備	目視	目視	目視	目視
28	防爆	防爆設備	防爆設備	目視	目視	目視	目視
29	防電	防電設備	防電設備	目視	目視	目視	目視
30	防磁	防磁設備	防磁設備	目視	目視	目視	目視
31	防電磁波	防電磁波設備	防電磁波設備	目視	目視	目視	目視
32	防放射線	防放射線設備	防放射線設備	目視	目視	目視	目視
33	防騒音	防騒音設備	防騒音設備	目視	目視	目視	目視
34	防振動	防振動設備	防振動設備	目視	目視	目視	目視
35	防熱輻射	防熱輻射設備	防熱輻射設備	目視	目視	目視	目視
36	防熱伝導	防熱伝導設備	防熱伝導設備	目視	目視	目視	目視
37	防熱対流	防熱対流設備	防熱対流設備	目視	目視	目視	目視
38	防熱放射	防熱放射設備	防熱放射設備	目視	目視	目視	目視
39	防熱伝導対流放射	防熱伝導対流放射設備	防熱伝導対流放射設備	目視	目視	目視	目視
40	防熱伝導対流放射対流	防熱伝導対流放射対流設備	防熱伝導対流放射対流設備	目視	目視	目視	目視
41	防熱伝導対流放射対流放射	防熱伝導対流放射対流放射設備	防熱伝導対流放射対流放射設備	目視	目視	目視	目視
42	防熱伝導対流放射対流放射対流	防熱伝導対流放射対流放射対流設備	防熱伝導対流放射対流放射対流設備	目視	目視	目視	目視
43	防熱伝導対流放射対流放射対流放射	防熱伝導対流放射対流放射対流放射設備	防熱伝導対流放射対流放射対流放射設備	目視	目視	目視	目視
44	防熱伝導対流放射対流放射対流放射対流	防熱伝導対流放射対流放射対流放射対流設備	防熱伝導対流放射対流放射対流放射対流設備	目視	目視	目視	目視
45	防熱伝導対流放射対流放射対流放射対流放射	防熱伝導対流放射対流放射対流放射対流放射設備	防熱伝導対流放射対流放射対流放射対流放射設備	目視	目視	目視	目視
46	防熱伝導対流放射対流放射対流放射対流放射対流	防熱伝導対流放射対流放射対流放射対流放射対流設備	防熱伝導対流放射対流放射対流放射対流放射対流設備	目視	目視	目視	目視
47	防熱伝導対流放射対流放射対流放射対流放射対流放射	防熱伝導対流放射対流放射対流放射対流放射対流放射設備	防熱伝導対流放射対流放射対流放射対流放射対流放射設備	目視	目視	目視	目視
48	防熱伝導対流放射対流放射対流放射対流放射対流放射対流	防熱伝導対流放射対流放射対流放射対流放射対流放射対流設備	防熱伝導対流放射対流放射対流放射対流放射対流放射対流設備	目視	目視	目視	目視
49	防熱伝導対流放射対流放射対流放射対流放射対流放射対流放射	防熱伝導対流放射対流放射対流放射対流放射対流放射対流放射設備	防熱伝導対流放射対流放射対流放射対流放射対流放射対流放射設備	目視	目視	目視	目視
50	防熱伝導対流放射対流放射対流放射対流放射対流放射対流放射対流	防熱伝導対流放射対流放射対流放射対流放射対流放射対流放射対流設備	防熱伝導対流放射対流放射対流放射対流放射対流放射対流放射対流設備	目視	目視	目視	目視

様式第2号(第2条関係)

受付年月日	・ ・	係 員		決裁権者
起案年月日	・ ・			
決裁年月日	・ ・			

無店舗取次店営業届

年 月 日

福岡県 保健福祉(環境)事務所長 殿

本籍
住所
氏名
(法人にあつては、名称及び代表者氏名)
生年月日 年 月 日生
電話番号

次のとおり無店舗取次店を営業したいので、届け出ます。

無店舗取次店の名称				電話番号	
業務用車両の保管場所				自動車登録 番号又は車 両番号	
管 理 人	本 籍				
	住 所				
	氏 名		生年月日	年 月 日	
営業開始予定年月日		年 月 日			
営 業 区 域					
従 事 者 数		人			
ク リ ー ニ ン グ 師	本 籍			業務用車両の構造の概要	
	住 所				
	氏 名				
	生年月日				
	登録番号				
消毒を要する洗たく物		<input type="checkbox"/> 取り扱う <input type="checkbox"/> 取り扱わない			
洗たく物を処 理するクリー ニング所	名 称				
	所在地				

- 添付書類
- ・法人にあつては定款又は寄附行為の写し
 - ・他にクリーニング所を開設し、又は無店舗取次店を営んでいるときは、名称、所在地又は業務用車両の保管場所及び自動車登録番号、従事者数並びにクリーニング師の氏名を記載した書類
 - ・省令第1条の3第2項ただし書の規定の適用を受ける場合にあつては、当該営業を譲り受けたことを証する書類
- 提示書類
- ・業務用車両の自動車検査証、クリーニング師免許証

様式第3号(第2条関係)

クリーニング所
無店舗取次店

変更届

年 月 日

福岡県 保健福祉(環境)事務所長 殿

氏名

(記名押印又は署名)

下記のとおり クリーニング所
無店舗取次店 を変更しましたのでお届けします。

記

- 1 名称
- 2 所在地又は業務用車両の保管場所及び自動車登録番号
- 3 変更事項
- 4 変更年月日
- 5 添付書類

様式第4号(第2条関係)

クリーニング所 廃止届
無店舗取次店

年 月 日

福岡県 保健福祉(環境)事務所長 殿

氏名
(記名押印又は署名)

下記のとおり クリーニング所 を廃止しましたのでお届けします。
無店舗取次店

記

- 1 名称
- 2 所在地又は業務用車両の保管場所及び自動車登録番号
- 3 検査確認番号
- 4 廃止年月日
- 5 添付書類

様式第5号(第3条関係)

第 号

クリーニング所検査確認済証

名 称

所 在 地

開設者氏名(名称及び代表
者の氏名)及び管理人氏名

年 月 日付届出のあった上記のクリーニング所の開設については、検査の結果その構造設備がクリーニング業法第3条第2項及び第3項の規定に適合することを確認する。

年 月 日

保健福祉(環境)事務所長 氏 名 印

様式第6号(第4条関係)

クリーニング所 営業者地位承継届出書(相続の場合)
無店舗取次店

年 月 日

福岡県 保健福祉(環境)事務所長 殿

届出者 住 所

氏 名

年 月 日生

被相続人との続柄()

相続により営業者の地位を承継したので、クリーニング業法第5条の3第2項の規定により関係書類を添えて、下記のとおり届け出ます。

記

1 被相続人の氏 名

住 所

2 相続開始の年月日

年 月 日

3 クリーニング所又は無店舗取次店の名称

所在地又は業務用車両の保管場所及び自動車登録番号

添付書類

- 1 戸籍謄本又は法定相続情報一覧図の写し
- 2 相続人が二人以上ある場合は、その全員の同意書(様式第9号)

様式第7号(第4条関係)

クリーニング所 営業者地位承継届出書(合併の場合)
無店舗取次店

年 月 日

福岡県 保健福祉(環境)事務所長 殿

届出者の名称
事務所所在地
代表者の氏名

合併により営業者の地位を承継したので、クリーニング業法第5条の3第2項の規定により関係書類を添えて、下記のとおり届け出ます。

記

1 合併により消滅した法人の名称

事務所所在地

代表者の氏名

2 合併の年月日 年 月 日

3 クリーニング所又は無店舗取次店の名称

所在地又は業務用車両の保管場所及び自動車登録番号

添付書類

1 合併後存続する法人又は合併により設立された法人の登記簿謄本

様式第8号(第4条関係)

クリーニング所 営業者地位承継届出書(分割の場合)
無店舗取次店

年 月 日

福岡県 保健福祉(環境)事務所長 殿

届出者の名称
事務所所在地
代表者の氏名

分割により営業者の地位を承継したので、クリーニング業法第5条の3第2項の規定により関係書類を添えて、下記のとおり届け出ます。

記

1 分割前の法人の名称

事務所所在地

代表者の氏名

2 分割の年月日

年 月 日

3 クリーニング所又は無店舗取次店の名称

所在地又は業務用車両の保管場所及び自動車登録番号

添付書類

分割により営業を承継した法人の登記簿謄本

様式第9号(第4条関係)

クリーニング所
無店舗取次店 営業者地位承継同意書

年 月 日

福岡県 保健福祉(環境)事務所長 殿

同意者 住 所

氏 名

(記名押印又は署名)

次のとおり、クリーニング所
無店舗取次店 営業者の地位の承継に同意します。

1 被相続人

住 所

氏 名

2 クリーニング所
無店舗取次店 営業者の地位を承継すべき相続人として選定された者

住 所

氏 名

様式第10号(第6条関係)

クリーニング師試験受験願書

年 月 日

福岡県知事 殿

(ふりがな)
氏 名

クリーニング師試験を受けたいので、関係書類及び手数料を添えて申し込みます。

本 籍 地	都・道・府・県
住 所	
生 年 月 日	

添付書類

- 1 履歴書
- 2 写 真(出願前6ヶ月以内に撮影した正面、脱帽、上半身のもので裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの)
- 3 クリーニング師試験の受験資格を有する者(学校教育法(昭和22年法律第26号)第57条に規定する者)であることを証する書類(卒業証明書又は卒業証書の写し)

備考 この申請書の様式は、九州各県(沖縄県を除く。以下同じ。)の共通様式ですので、申請書のあて先を書き換えていただければ、九州各県の申請書様式として利用できます。

様式第11号(第9条関係)

クリーニング師免許申請書

年 月 日

福岡県知事 殿

本 籍(都道府県名)

住 所

氏 名

年 月 日生

電話番号

クリーニング師の免許を受けたいので、関係書類及び手数料を添えて下記のとおり申請します。

記

- 1 合格したクリーニング師試験の施行年月 年 月
- 2 合格したクリーニング師試験の合格通知書番号 第 号
- 3 業務を行おうとするクリーニング所

所在地

名 称

- 4 旧姓・通称名
(併記を希望する場合)

- 注 1 免許証に旧姓の併記を希望する場合は、「旧姓・通称名」欄に旧姓を記入すること。
2 外国籍の方で、免許証に通称名の併記を希望する場合は、「旧姓・通称名」欄に通称名を記入すること。

添付書類 戸籍謄本、戸籍抄本又は本籍の記載のある住民票の写し(クリーニング師試験の申請時から氏名又は本籍に変更があつた者については、戸籍謄本又は戸籍抄本)

様式第12号(第10条関係)

クリーニング師免許再交付申請書

年 月 日

福岡県知事 殿

氏 名

クリーニング師免許証の再交付を受けたいので、クリーニング業法施行規則第6条第1項の規定により、関係書類及び手数料を添えて申請します。

本籍(都道府県名)		
住 所		
免許証登録番号	第	号
免許証登録年月日	年	月 日
旧姓・通称名 (併記を希望する場合)	(氏)	(名)
生 年 月 日	年	月 日
再交付申請の理由		

添付書類 破り又は汚した場合は、その免許証

- 注 1 免許証に旧姓の併記を希望する場合は、「旧姓・通称名」欄に旧姓を記入すること。
- 2 外国籍の方で、免許証に通称名の併記を希望する場合は、「旧姓・通称名」欄に通称名を記入すること。

備考 この申請書の様式は、九州各県(熊本県、鹿児島県及び沖縄県を除く。以下同じ。)の共通様式ですので、申請書のあて先を書き換えていただければ、九州各県の申請書様式として利用できます。

様式第13号(第11条関係)

クリーニング師免許証訂正申請書

年 月 日

福岡県知事 殿

本 籍(都道府県名)

住 所

氏 名

年 月 日生

電話番号

下記のとおり変更を生じたので、関係書類及び手数料を添えてクリーニング師免許証の訂正を申請します。

記

- 1 免許証の番号 第 号
- 2 免許証の交付年月日 年 月 日
- 3 変更を生じた事項

事 項	変 更 前	変 更 後
本 籍 (都道府県)		
氏 名		
旧姓・通称名 (併記を希望する場合)		

注 1 免許証に旧姓の併記を希望する場合は、「旧姓・通称名」欄に旧姓を記入すること。

2 外国籍の方で、免許証に通称名の併記を希望する場合は、「旧姓・通称名」欄に通称名を記入すること。

添付書類

- 1 免許証
- 2 戸籍謄本又は戸籍抄本

様式第14号(第12条関係)

クリーニング師登録抹消申請書

年 月 日

福岡県知事 殿

続柄
住所
氏名

年 月 日生

電話番号

下記のとおりクリーニング師の登録の抹消を申請します。
なお、クリーニング師免許証を別添のとおり返納します。

記

- 1 免許証の番号 第 号
- 2 免許証の交付年月日 年 月 日
- 3 抹消の理由

注 省令第10条第2項の規定により届出義務者が免許証の返納を行うときは、続柄を記入すること。